



## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

夢舞大橋渡り桁支承部応急補修工事

### 2. 契約の相手方

J F Eテクノス株式会社

### 3. 随意契約理由

夢舞大橋は、夢洲と舞洲を結ぶ唯一の連絡橋である。

平成 29 年 6 月 6 日に夢舞大橋の夢洲行きにおいて、緩衝桁に設置されている固定支承と、渡り桁主桁に設置されている固定支承とを結ぶボルトが破損していることが確認され、舞洲行きにおいても、渡り桁主桁の一部が破損していることが確認された。

この状況で車両の通行を継続すると、路面に 10 cm以上の段差が生じる恐れがあり、このような段差が生じれば、人命等に大きく係る事故が発生する恐れがあり、さらに、夢洲と舞洲への車両のアクセスが遮断される事となり、経済的な損失が大きいため、平成 29 年 6 月に夢舞大橋の緊急補修工事を実施した。

夢洲行きについては、この緊急工事により、破損したボルトの取替工事を行い、現状復旧を実施したが、舞洲行きの損傷箇所については、仮受けジャッキを設置し、渡り桁支承部への負担軽減を講じたが、本復旧までは、原因の究明を含め、相当の時間を要するため、応急補修工事を実施する必要がある。このため、学識経験者の意見を聞きながら、舞洲行きの破損箇所対応について検討した結果、亀裂部に補修板を設置する応急補修工事を実施することとなった。

舞洲行き渡り桁支承部の亀裂の応急補修は、可及的速やかに実施する必要があるが、夢舞大橋は浮体式旋回可動橋という、日本で唯一の特殊で非常に複雑な構造であるため、橋梁構造を十分に理解した上で施工する必要がある。

本応急補修箇所は J F Eエンジニアリング（旧：日本鋼管）が施工したものであるが、J F Eエンジニアリンググループでは保全設計業務や中小規模保全工事を J F Eテクノス(株)のみで対応することとしている。なお、J F Eテクノス(株)は、J F Eエンジニアリンググループのメンテナンス会社としてあらゆる規模の工事に取り組んでいるため、高度な技術を有しており、夢舞大橋の複雑な構造を十分に理解し、可及的速やかに施工できるものである。

以上の理由により、上記業者に随意契約を依頼するものである。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5. 担当部署

港湾局計画整備部保全監理課（設計） 電話番号（06-6615-7827）